

千葉市告示第596号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年7月18日

千葉市長 神谷俊一

名 称	所 在 地	指定年月日
(薬局)		
さいが薬局	千葉市花見川区畑町1421-7	令和5年6月1日
(訪問看護)		
訪問看護ステーションTida 美浜	千葉市美浜区真砂5-10-4 真砂ハイツ102	令和5年6月1日
訪問看護ステーションれんげの花	千葉市若葉区殿台町 80-1-105	令和5年6月1日
あいず訪問看護ステーション千葉	千葉市中央区今井2-14-13 布施ビルII 101号室	令和5年7月1日